

令和6年第5回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和6年5月2日（木）午後3時00分から午後4時00分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 宏保、中村 茂、奥田 正人、勝野 仁司、山本 富義、 柴田 智弘、近藤 辰夫、伊藤 卓、竹谷 益孝、玉田 好二、奥村 保彦、 田中きょうこ
農地利用最適 化推進委員	江口 利広、津田 誠、山本 寛、國枝 悟、鈴木 泰示、鈴木 好則、 奥村 松市、酒向 崇好、三宅 静喜
欠席委員	奥村 武司
事務局	局長 小池 祐功、課長 後藤 道広、係長 山口 嘉之、再任用職員 前田 晃
議案	第24号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第25号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用 許可申請に対する意見について 第26号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見に ついて 第27号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第28号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画 に対する決定について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和6年第5回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に 大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、9番奥村武司委員から欠席届が提出されておりますので、13 名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、9名です。 これより令和6年第5回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、10番伊藤卓委員、11番竹谷益孝委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第24号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可 申請に対する意見についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	日程第2、議案第24号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について

		説明します。
		今月の申請は、1 件です。 受付番号 1 番は、土田の方が農地転用の許可を求めるもので、土田地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。 立地基準判定は、第 3 種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。 申請地の一部を昭和 60 年頃より住宅敷地として使用していたため、始末書が提出されています。 本案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。
議	長	只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。
津	田	受付番号 1 番、土田お願いします。
委	員	推進委員 2 番の津田から現地確認の報告をします。
		受付番号 1 番は、土田上町北にある農地で、一部に小屋が建てられ住宅敷地として利用していたため、始末書が提出されています。今回、住宅の建替えのため、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築する計画で、隣接地に農地はありません。周囲にはコンクリートブロックを設置して被害防除されますし、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。
議	長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委	員	【意見・質問なし】
議	長	ご意見もないようですのでお諮りいたします。 議案第 24 号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
委	員	【異議なしの声多数】
議	長	異議ないものと認め、議案第 24 号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。
議	長	続きまして、日程第 3、議案第 25 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。 なお、受付番号 7 番の案件は、書類不備のため審議先送りとなっており、受付番号 14 番の案件は、申請取下げとなっております。 また、受付番号 2 番の案件が、日程第 4、議案第 26 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号 1 番、2 番の案件と関連しておりますので、併せて審議します。 それでは、事務局に説明を求めます。
事	務	日程第 3、議案第 25 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転 11 件、交換による所有権移転 1 件の合計 12 件です。

併せて、日程第 4、議案第 26 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。

申請の内訳は、事業計画の変更 1 件、交換による所有権移転 1 件の合計 2 件です。

それでは、5 条から説明します。

受付番号 1 番は、今渡の方と東京都西東京市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、2 棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号 2 番は、中津川市の方と坂祝町の法人が、交換による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、隣接地を一体利用して資材置場への進入路を整備するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

事業計画変更、受付番号 1 番、2 番と同時申請となります。

事業計画変更、受付番号 1 番は、中津川市の方と坂祝町の法人が、交換による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、隣接地を一体利用して資材置場への進入路を整備するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

当初事業計画者は、転用許可後に所有権移転登記を済ませ、計画どおり共同住宅 1 棟を建築する事業を進める予定でしたが、隣接する資材置場を所有する事業承継者から申請地の一部を進入路として使用したいとの強い要望があり、隣接地との一部交換により、要望に応じることになりました。5 条受付番号 2 番との同時申請です。

事業計画変更、受付番号 2 番は、中津川市の方が、計画内容の変更で、事業計画変更の承認を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、隣接地を一体利用して 1 棟の共同住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

当初事業計画者は、転用許可後に所有権移転登記を済ませ、計画どおり共同住宅 1 棟を

建築する事業を進める予定でしたが、隣接する資材置場の所有者から、申請地の一部と隣接する雑種地を交換してほしい旨の要望があり、これに応じることになったため、計画内容を一部変更することになりました。

受付番号3番は、今渡の方と下恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、造園業の資材置場の敷地にすることです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、造成や建築工事等は行わず、現状と変更なしのことです。

申請地を昭和59年頃より、資材置場として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号4番は、大阪府大阪狭山市の方と御嵩町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、1区画に宅地分譲することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

受付番号5番は、大森の方と愛知県北名古屋市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、3棟の分譲住宅を建築することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

受付番号6番は、愛知県豊橋市の方外1名と名古屋市中村区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、5区画に宅地分譲することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置することです。

まちづくり条例による開発協議が必要な案件で、申請済みです。

受付番号7番は、書類不備により審議先送です。

受付番号8番は、羽崎の方と多治見市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、羽崎地内で、隣接地を一体利用して、障がい者グループホームを建築することです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する既存施設敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置することです。

令和6年3月1日に農振除外されています。

受付番号9番は、東京都世田谷区の方と京都市左京区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、瀬田地内で、隣接地を一体利用して、サービス付き高齢者住宅を建築することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、L型擁壁を設置することです。

都市計画法の開発協議が必要な案件で、申請済みです。

令和6年3月1日に農振除外されています。

受付番号10番は、広見の方外6名と瀬田の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、石森地内で、障がい者福祉施設を建築することです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないということです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、L型擁壁を設置することです。

都市計画法の開発協議が必要な案件で、申請済みです。

令和6年3月1日に農振除外されています。

受付番号11番は、広見の方と広見の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、店舗及び医療機関の駐車場を整備することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

受付番号12番は、名古屋市千種区の方外2名と名古屋市昭和区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、4棟の分譲住宅を建築することです。

立地基準判定は、第2種、第3種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないということです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

申請地に昭和62年頃に倉庫を建築していたため、始末書が提出されています。

受付番号13番は、瀬田の方外1名と各務原市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、3区画に建築条件付きで宅地分譲することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

議	長	その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのこと。 まちづくり条例による開発協議が必要な案件で、申請済みです。 以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。
江口委員		只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。 受付番号1番、今渡お願いします。 推進委員1番の江口が受付番号1番の案件について報告します。 受付番号1番は、今渡大東にある農地で、譲受人が売買により取得して、分譲住宅2棟を建築するための転用申請です。周囲に農地はありませんが、被害防除としてコンクリートブロックを設置され、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。
議	長	受付番号2番及び事業計画変更受付番号1番、2番、川合お願いします。
大澤委員		農業委員2番の大澤が5条受付番号2番及び事業計画変更受付番号1番、2番の案件について報告します。 5条受付番号2番と事業計画変更受付番号1番は、同一地なので併せて説明します。川合地内で北に木曽川が流れる所にある農地です。当初事業計画者である譲渡人は、1棟の共同住宅を建築する計画でしたが、隣接地である北側の貸資材置場所有者である事業承継者から申請地の一部を進入路として使用したいとの強い要望があり、隣接地との一部交換により、要望に応じることとなり、5条受付番号2番と事業計画変更受付番号2番が申請されています。隣接農地にはコンクリートブロックを設置して被害防除されますし、雨水は自然浸透で、転用されても、問題ないと思います。 事業計画変更受付番号2番は、5条受付番号2番と事業計画変更受付番号1番の残地と交換により取得する隣接地の雑種地を一体利用して、共同住宅1棟を建築する、建築敷地が東に移動する計画変更です。雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。
議	長	受付番号3番から5番、下恵土お願いします。
中村委員		農業委員3番の中村が受付番号3番と4番の案件について報告します。 受付番号3番は、下恵土東林泉の北に名鉄広見線が通る所にある農地で、昭和59年頃から資材置場として使用していたため始末書が提出されています。周囲は譲受人の資材置場として利用されており、今回拡張するため申請されました。造成や建築工事は行わず現状のまま使用されますので、雨水は自然浸透です。隣接地に農地はありませんし、周囲は譲受人の資材置場であり、転用されても、問題ないと思います。
江口委員		受付番号4番は、3番案件の道路を挟んだ南にある、土地改良区域内にある農地で、転用して1区画に宅地分譲する申請です。第1種住居地域であり、隣接者への説明、土地改良区の同意、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。 推進委員1番の江口が受付番号5番の案件について報告します。 受付番号5番は、下恵土東上屋敷の土地改良区域内にあり、現在は梅畑として利用され

		ている農地を転用して3棟の分譲住宅を建築するための申請です。第1種住居地域であり、隣接地に農地は無く、土地改良区の同意、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。
議 長	奥 田 委 員	受付番号6番、土田お願いします。 農業委員4番の奥田が受付番号6番の案件について報告します。 受付番号6番は、土田地区センター南にある農地を5区画に宅地分譲する転用申請です。譲渡人は相続により取得されましたが、遠方に居住しており管理出来ないことから処分されることになったようです。第1種住居地域であり、隣接地に農地はありませんがコンクリートブロックを積み、被害防除されますし、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。
議 長	鈴木（好）委員	受付番号7番は、書類不備のため審議先送りとなります。 受付番号8番、羽崎お願いします。 推進委員6番の鈴木が受付番号8番の案件について報告します。 受付番号8番は、羽崎地内のJAめぐみの東名支店の東、県道土岐可児線と中郷川の交差する所にある農地で、隣接する障がい者グループホームの事業拡張により令和6年3月1日に農振除外がされています。今回の転用では、グループホーム1棟を増築されるもので、隣地所有者への説明も済み、土地改良管理組合の同意もあります。雨水は県道側溝への排水、中郷川が1級河川で直接排水ができないため、既存部分と同様に浸透枥を設けられ処理されます。汚水は合併浄化槽が設置され、雨水と同様に排水先が無い場合、浸透枥を設置して地下浸透となり、転用されても、問題ないと思います。
議 長	玉 田 委 員	受付番号9番、瀬田お願いします。 農業委員12番の玉田が受付番号9番の案件について報告します。 受付番号9番は、瀬田の広見東地区センターから西へ約500mの所にある土地改良区域内の農地で、令和6年3月1日に農振除外がされています。今回の申請は、譲渡人が遠方に居住されており所有地を順序処分されていることから、譲受人が、サービス付き高齢者向け住宅を建築する申請です。隣地所有者への説明も済み、土地改良管理組合の同意、排水同意もあります。雨水は、土地改良区排水路への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。
議 長	酒 向 委 員	受付番号10番、石森お願いします。 推進委員8番の酒向が受付番号10番の案件について報告します。 受付番号10番は、石森地内の国道21号線の南、ホームセンターの西の所にある土地改良区域内の農地で、令和6年3月1日に農振除外がされています。今回の申請は、譲受人が、障がい者福祉施設を建設するもので、現在の施設が災害危険区域に指定された場所にあることから移転するもので、隣接者への説明も済み、土地改良管理組合の同意、排水同意もあります。雨水は、土地改良区排水路への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。
議 長	奥村（保）委員	受付番号11番、広見お願いします。 農業委員13番の奥村が受付番号11番の案件について報告します。 受付番号11番は、広見区画整理事業が実施された区域にある農地で、相続で取得され

		てから耕作がされておらず、草刈指導の文書がだされていた農地を、関係する事業者へ売買し、関連事業者へ貸駐車場として貸し出すための転用申請です。区画整理事業が実施されており、雨水は自然浸透で、転用されても、問題ないと思います。
議 長	三 宅 委 員	受付番号 12 番、13 番、中恵土お願いします。 推進委員 9 番の三宅が受付番号 12 番、13 番の案件について報告します。 受付番号 12 番は、中恵土前波にあり、住宅を挟んで南と北にある農地を転用し、それぞれ 2 棟の住宅を建築するための申請です。隣接者への説明も済み、周囲にはコンクリートブロックを設置して被害防除されます。上下水道とも整備されており、雨水は道路側溝への排水で転用されても、問題ないと思います。 北側農地については、農機具小屋が建築されていたため、始末書が提出されています。 また、南側申請地の道路側溝排水が十分機能していないため、強い雨が降った時に冠水することから、今回の申請により宅地化され、雨水の排水先とされると今以上に冠水する可能性があるため、土木課へ改修等の相談をしております。 受付番号 13 番は、中恵土の大型商業施設近くの御嵩町との境界近くの農地で、建築条件付き宅地分譲で 3 区画に住宅分譲する申請です。南側に道路を新設され道路側溝を整備し、上下水道とも整備される計画です。雨水は新設道路側溝へ排水、周囲はコンクリートブロックを設置して被害防除され、転用されても、問題ないと思います。
議 長	伊 藤 委 員	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。 受付番号 1 番の案件について、北側に一部余剰地らしき土地がありますが、この土地はどうなっていますか。
事 務 局		この土地は、隣接するアパートのごみ集積場が設置されており、今回の農地転用には関係ない土地です。
議 長	中 村 委 員	他に、ご意見、ご質問はございませんか。
三 宅 委 員		受付番号 12 番の案件について、道路側溝がオーバーフローして道路が冠水すると報告がありましたが、現況と農地転用後も継続するのか、どんな状況でしょうか。 道路側溝はありますが、強い雨が降るとオーバーフローして道路が冠水する状況で、現在は、今回の申請農地に流れ込み、自然浸透されている状況です。農地転用され宅地化すると自然浸透がなくなり、少量の雨でも、冠水状態になる可能性が高いです。 現在、市の土木課に改修等の相談はしております。
中 村 委 員		市の対応状況について、情報は把握していますか。
事 務 局		土木課へ改修等の相談をされた情報は把握していますが、改修等の対応については、現時点では把握していません。
三 宅 委 員		昨日、早々に土木課の職員が現場確認に来て、現状を把握して行かれました。現場状況は、両側が高く、申請地付近の側溝が低い事が原因ではないかと判断されたようです。対応については、現状把握までであり、まだ、結論は出ていません。
議 長	委 員	他に、何かご意見、ご質問はございませんか。
議 長		【意見・質疑なし】
		ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

委員	議長	議案第 25 号及び議案第 26 号について、それぞれ許可相当及び承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。 【異議なしの声多数】 異議ないものと認め、議案第 25 号及び議案第 26 号は、それぞれ許可相当及び承認相当として、市に進達することに決しました。
議	長	続きまして、日程第 5、議案第 27 号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題といたします。
事務局	局長	それでは、事務局に説明を求めます。 日程第 5、議案第 27 号、土地現況確認申請書（非農地）について説明します。 今月の申請は、3 件です。 受付番号 1 番は、東帷子の方が所有する東帷子地内の田と畑です。 該当農地は、平成元年頃までは耕作を行っていましたが、その後は耕作せず原野状態となり、現在に至るとのことです。 受付番号 2 番は、塩の方が所有する塩地内の田です。 該当農地は、昭和 55 年に、塩地区の親子会と使用貸借契約を締結し、地域の子供の遊び場として、公園利用されるようになり、現在に至るとのことです。 受付番号 3 番は、兼山の方が所有する兼山地内の田と畑です。 該当農地は、昭和 47 年頃に居宅を昭和 57 年頃に車庫を建築し、宅地として使用しており、現在に至るとのことです。
議	長	只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。 受付番号 1 番、東帷子お願いします。
勝野委員	委員	農業委員 5 番の勝野が受付番号 1 番の案件について報告します。 受付番号 1 番は、東帷子美濃田地内の農地です。事務局から説明がありましたが、平成元年頃までは耕作されていましたが、その後は耕作されず原野状態となり、現在に至るとのことです。現地は、雑木も生え原野化しており、非農地として問題ないと思います。
議	長	受付番号 2 番、塩お願いします。
山本（富）委員	委員	農業委員 6 番の山本が受付番号 2 番の案件について報告します。 受付番号 2 番は、塩地内、塩公民館の前にある農地です。事務局から説明がありましたが、昭和 55 年に塩地区の親子会と使用貸借契約を締結して、地域の子供の遊び場として公園利用されるようになり、現在に至るとのことです。現況も公園として利用されており、非農地として問題ないと思います。
議	長	受付番号 3 番、兼山お願いします。
三宅委員	委員	推進委員 9 番の三宅が受付番号 3 番の案件について報告します。 受付番号 3 番は、兼山地内の農地です。事務局から説明がありましたが、昭和 47 年頃に居宅を建築し、昭和 57 年頃に車庫を建築し、宅地として使用しており、一部土地のついては、公衆用道路として使用され、現在に至るとのことです。現況は宅地と道路として使用しており、非農地として問題ないと思います。
議	長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございま

		せんか。
委 議	員 長	【意見・質疑なし】 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。 議案第 27 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委 議	員 長	【異議なしの声多数】 異議ないものと認め、議案第 27 号は、原案のとおり承認することに決しました。
議	長	続きまして、日程第 6、議案第 28 号、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事 務 局		日程第 6、議案第 28 号、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について説明します。 今月の申請は、1 件です。 受付番号 1 番は、塩河の方と土田の法人との間での新規の解除条件付使用貸借権の設定です。 塩河地区内の該当農地について、令和 9 年 5 月までの 3 年間、利用集積を図るものです。
議	長	只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
鈴 木 委 員 事 務 局		解除条件付使用貸借としている理由は何かありますか。 利用権設定を法人が受ける場合、農地法で言うところの農地所有適格法人であることが条件となりますが、そうでない法人の場合でも農地を適正に利用しない場合には、貸借を解除する旨の条件が計画に定められていることなどの要件を満たしていれば、受けることができるというもので、これが解除条件付使用貸借であり、今回の申請案件での法人が農地所有適格法人でないためです。可児市の農地所有適格法人は 2 法人あります。
議 委 議	長 員 長	他に、何かご意見、ご質問はございませんか。 【意見・質疑なし】 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。 議案第 28 号について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。
委 議	員 長	【異議なしの声多数】 異議ないものと認め、議案第 28 号は、原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。
議	長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。
議	長	続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局		それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。 1. 農地の適正管理の 4 月指導分について報告します。

指導件数はありませんでした。

2. 農地の形状変更（水田の畑地転換又は盛土・切土）の届出書の4月届出分です。

別添資料1をご覧ください。（件数1件）

3. 農業用施設の届出書の4月届出分です。

別添資料2をご覧ください。（件数2件）

4. 4月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。

13件の届出がありました。

田	42筆	34,477.86 m ²	畑	45筆	13,976.00 m ²	合計	87筆	48,453.86 m ²
---	-----	--------------------------	---	-----	--------------------------	----	-----	--------------------------

5. 令和6年度最適化活動の目標設定について

別紙資料3にて説明。

6. 今後の日程について説明します。

今回の現地確認は、5月29日の水曜日を予定しています。

令和6年第6回農業委員会総会は、令和6年6月4日火曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

7. その他

別添資料4 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見について、書面評決とした経緯等を説明。

書面評決により意見なしとして決定し、報告したことを報告。

議

長

これをもちまして、令和6年第5回可児市農業委員会総会を閉会いたします。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。